

交渉結果報告書

市長公室人事課

交渉内容 2019賃金確定要求書の回答等について
交渉日時 令和元年12月3日(火) 19時00分～22時45分
交渉場所 宇治市役所本庁 8階大会議室
交渉出席者 当局側 宇野副市長 脇坂市長公室長 北尾市長公室副部長 波戸瀬人事課長
西川人事課副課長 岡野同課人事研修係長 渡邊同課給与係長
組合側 東執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等 約50人

概要	要
組合の主張	<p>2019賃金確定要求書の回答等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none">① 当局の提起について、扶養手当が減額となる職員には、同時に持家の住居手当が減額・廃止となる職員も含まれている。さらに、人勤における月例給の増額改定がない職員も多い。配偶者に係る扶養手当については、そもそも民間の給与実態調査結果と合っていないものであり、受け入れられるものではない。② 持家の住居手当について、今までの経過がある中、当局の考え方を示さない状況での廃止は不当である。また、借家の住居手当については、京都府をはじめ国と異なる制度としている他団体もある。③ ファミリーサポート休暇について、取得要件を拡充してほしいという組合員の声がある。引き続き検討を求める。④ 再任用職員の賃金改善について何らかの検討をするべきである。
当局の主張	<ul style="list-style-type: none">① 扶養手当について、基本的には国に準拠した支給額と考えている。しかし、民間の給与実態調査結果を踏まえ、令和2年度は現行と国の中間的な支給額として、原則配偶者に係る扶養手当は10,000円、子に係る扶養手当は8,500円とする。令和3年度以降については、引き続き協議していきたい。② 持家の住居手当について、国と異なる状況であることについて、議会から厳しい指摘がある。市民理解を得られる給与制度という観点から、廃止することについて理解を願いたい。一方で、借家の住居手当については、京都府をはじめとした都道府県の人事委員会では、国と異なる勧告等がされていることもあり、近隣他団体の動向を見定める中で改めて検討する必要があると考えている。今回の決着は見送り、令和2年度については現行のとおり支給することとし、引き続き協議をしていきたい。③ 平成30年度から取得要件の見直しを行ったところであるが、引き続き検討する。④ 原則的に人勤準拠であることを考えると、独自の措置を講ずることは困難な状況である。